

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置等に関する認可の審査基準について  
(事務処理要領)

H24.3.1 健康福祉部高齢者福祉課

市長は、社会福祉法人が老人福祉法に基づき行う養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、廃止、休止若しくは入所定員の変更についての認可申請については、老人福祉法、老人福祉法施行規則、浜松市老人福祉法施行細則及び厚生労働省通知の定めるところにより審査し、適切であれば認可する。

【設置の認可】老人福祉法第15条第4項

老人福祉法施行規則第3条第1項

浜松市老人福祉法施行細則第13条

- ・認可申請書の内容・・・法施行規則第3条第1項に規定
- ・施設としての基準(老人福祉法第17条)

(養護老人ホーム)

S41.7.1 厚生省令第19号

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

H12.3.30 老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

(特別養護老人ホーム)

H11.3.31 厚生省令第46号

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

H12.3.17 老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

上記の基準を満たしていても認可しない場合(老人福祉法第15条第6項)

浜松市内における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、浜松市高齢者保健福祉計画において定める養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によってこれを超えることになると認めるとき、その他の浜松市高齢者保健福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

- ・認可までの標準処理期間(認可しない場合も同様)・・・30日間

【施設の廃止・休止・定員変更】老人福祉法第16条第3項

老人福祉法施行規則第5条

浜松市老人福祉法施行細則第16条

- ・認可申請書の内容・・・法施行規則第5条に規定
- ・審査基準及び認可までの標準処理期間・・・「施設の設置」の場合と同様